## ○筑西市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年7月1日

条例第187号

改正 平成19年3月27日条例第2号

平成22年3月26日条例第1号

平成24年12月25日条例第19号

(題名改称)

平成29年3月27日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平22条例1・平24条例19・平29条例14・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、筑西市議会議員の職にある者(以下「議員」という。) に対し、議員の申請に基づき交付することができる。

(平24条例19·平29条例14·一部改正)

(交付期間及び交付日)

- 第3条 政務活動費は、第4条第2項に規定する場合を除き、毎年4月及び10月(以下「交付月」という。)に交付するものとし、それぞれの交付月に、当該交付月の1日から次の交付月の前月の末日まで(以下「交付期間」という。)の分を交付する。ただし、交付期間の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付し、任期満了日の属する月が交付月に当たる場合は、当月分は交付しない。
- 2 政務活動費は、第4条第2項に規定する場合を除き、各交付月の21日に交付する。ただし、 その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

(平22条例1・平24条例19・平29条例14・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

- 第4条 政務活動費は、基準日に在職する者に対して、月額2万円を交付する。
- 2 交付期間の途中において議員となった者に対しては、当該議員となった日の属する月の翌月分

(その日が基準日に当たるときは、当月分)から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において当該議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は同日若しくは月の途中において 議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、交付期間の途中において議員でなくなったとき(死亡した ときを除く。)は、当該議員であった者は、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が 基準日に当たるときは、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(平22条例1・平24条例19・一部改正、平29条例14・旧第5条繰上・一部改正) (政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項及び第9条第1項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(平24条例19・全改、平29条例14・旧第6条繰上・一部改正)

(収支報告書等の提出)

- 第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「領収書等」という。)を添えて、市長に対し、議長を経由して提出しなければならない。
- 2 前項の収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政 務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき(死亡したときを除く。)は、当該議員であった者は、前項の収支報告書等を市長に対し、議長を経由して提出しなければならない。
- 4 前項の収支報告書等は、議員が議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(平24条例19・一部改正、平29条例14・旧第8条繰上・一部改正)

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、 当該議員がその年度において第5条に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残 余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(平24条例19・一部改正、平29条例14・旧第9条繰上・一部改正)

(収支報告書等の保存)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された収支報告書等を、提出された日の属する年度の翌 年度から起算して5年間保存しなければならない。

(平29条例14・旧第10条繰上・一部改正)

(議長及び議員の責務)

- 第9条 議長は、この条例に定める政務活動費が適正に運用され、政務活動の実態に即したものとなるよう、常に制度の見直し等の改善を行い、又は必要に応じて第6条の規定により提出された収支報告書等に対する調査を行う等、使途の透明性の確保に努めなければならない。
- 2 議員は、この条例により交付される政務活動費の適正かつ透明性を確保した運用に努めなければならない。

(平24条例19・一部改正、平29条例14・旧第11条繰上・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平29条例14・旧第12条繰上)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月分以後の政務調査費について適用する。

附 則(平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし 書に規定する規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の筑西市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成25年4月 以後の月分の政務活動費について適用し、同年3月以前の政務調査費については、なお従前の例 による。

附 則(平成29年条例第14号)

## (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の筑西市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の筑西市議会 政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例に よる。

## 別表(第5条関係)

(平24条例19・追加、平29条例14・一部改正)

項目	内容
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加
	に要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員とし
	ての参加に要する経費
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に係る調査研究及び調査委託に関する経
	<b>費</b>
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住
	民相談等の活動に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費